

ID: 137

担当部署: 農政課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	柴田町農村環境改善センター条例 第6条第1項(第13条第1項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和58年条例第8号		
【基準】			
第6条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (使用許可)			
第6条 センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。			
2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。			
3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。			
(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。			
(2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。			
(3) その他センター設置の目的に反するとき。			
(公の施設における措置)			
第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日